

ID: 675

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	移動タンク貯蔵所に関する命令		
法令名 根拠条項	消防法 第11条の5第2項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
<p>【基準】</p> <p>法第11条の5第2項の規定による。</p> <p>第11条の5</p> <p>2 市町村長(消防本部及び消防署を置く市町村以外の市町村の区域においては、当該区域を管轄する都道府県知事とする。次項及び第4項において同じ。)は、その管轄する区域にある移動タンク貯蔵所について、前項の規定の例により、第10条第3項の技術上の基準に従つて危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日